

株主総会決議等により解散した株式会社の会社継続（取締役会設置会社の定めをする場合）

代表取締役が申請書又は委任状に印鑑を押印する場合は、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書により行います。

なお、印鑑届書は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)に掲載していますので、御利用ください。

株式会社継続登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000 分かる場合に記載してください。

フリガナ ○○ショウジ

1. 商 号 ○○商事株式会社

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分（株式会社）を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。

このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。
なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

1. 本 店 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由
会社継続
取締役、代表取締役就任
取締役会設置会社の定めの設定

1. 登記すべき事項 別紙のとおり

登記すべき事項は、オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請により、データ送信ができ、これにより、登記手続を円滑に行うことができます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

1. 登録免許税 金90,000円（又は70,000円）

会社継続が3万円、取締役会設置会社設定の登記が3万円、役員変更の登記が3万円（ただし、資本金が一億円以下の会社にあっては取締役等の変更登記は1万円）です。収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。

1. 添付書類

株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称、住所及び株式数等を証する書面（株主リスト）	1通
取締役会議事録	1通
就任承諾書	○通
印鑑証明書	○通

※取締役会に出席した取締役及び監査役については、取締役会議事録に押した印鑑について、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要となります。

また、取締役会設置会では、代表取締役については、就任承諾書に押した印鑑について、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要となります。

本人確認証明書	○通
---------	----

※印鑑証明書を添付していない取締役及び監査役については、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、記名したもの。）等の本人確認証明書を添付します。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面としての本人確認証明書について」を御覧ください。

委任状	1通
-----	----

※代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり登記の申請をします。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※₁
申請人 〇〇商事株式会社 ※₂

※₁～※₄にはそれぞれ、
※₁→本店、※₂→商号、
※₃→代表取締役の住所、
※₄→代理人の住所、
を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※₃
代表取締役 法務太郎 ㊞

登記所に提出した印鑑を押し
ます。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※₄
上記代理人 法務三郎 ㊞

代理人が申請する場合にのみ
記載し、代理人の印鑑（認印）
を押します。この場合、代表
取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇法務局 〇〇支局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙

(注) 割印をしないで貼ってください。
また、収入印紙の消印作業の都合上、
右側に寄せて貼り付けていただきます
よう、御協力をお願いします。



契印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

QRコード（二次元バーコード）付き書面申請による場合の別紙の例
(オンラインで申請する場合や登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。)

「会社継続」
令和〇年〇月〇日会社継続
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」法務太郎
「原因年月日」令和〇年〇月〇日就任
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」法務一郎
「原因年月日」令和〇年〇月〇日就任
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」法務次郎
「原因年月日」令和〇年〇月〇日就任
「役員に関する事項」
「資格」代表取締役
「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
「氏名」法務太郎
「原因年月日」令和〇年〇月〇日就任
「役員に関する事項」
「取締役会設置会社に関する事項」
取締役会設置会社
「原因年月日」令和〇年〇月〇日設定

- (注) 1 オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請を活用することによって、申請書を簡単・正確に作成することができますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。
- 「商業・法人登記のオンライン申請について」
(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)
- 「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」
(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)
- 2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt」としてください。
詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体(CD-R等)の提出について」を御覧ください。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

株主総会議事録

令和〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当会社の本店において会社継続に関する総会を開いた。

株主の総数 ○〇名
発行済株式の総数 ○〇〇〇株
(自己株式の数 ○〇〇〇株)

※自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使することができる株主の数 ○〇名
議決権を行使することができる
株主の議決権の数 ○〇〇〇個
出席株主数（委任状による者を含む） ○〇名
出席株主の議決権の数 ○〇〇〇個
出席清算人 ○〇〇〇（議長兼議事録作成者）
同 ○〇〇〇
同 ○〇〇〇

以上のとおり出席があったので、総会は適法に成立した。よって代表清算人〇〇〇〇は、選ばれて議長席につき開会を宣して、直ちに議事を進行した。

第1号議案 会社継続の件

議長は、「当会社は令和〇年〇月〇日株主総会の決議により解散し、その登記を了したのであるが、今回これを解散前に復活し、会社を継続して社運の進展を図ることとしてはどうか」と述べ、その承認を求めたところ、満場一致をもって会社を継続することに承認可決した。

第2号議案 取締役選任の件

議長は、「会社の継続に伴い、あらためて取締役を選任する必要があるが、その員数及び選任方法はどのようにするか」と議場に諮ったところ、出席株主中より「取締役には、当会社の解散当時の取締役がそのまま会社継続後の取締役に就任することとしてはどうか」と発言があり、議長は、その可否を議場に諮ったところ、満場これに賛成したので、議長は、下記のとおり可決確定した旨を報告した。

なお、被選任者はいずれも席上その就任を承諾した。（注）

○県〇市〇町〇丁目〇番〇号
取締役 ○〇〇〇
○県〇市〇町〇丁目〇番〇号
同 ○〇〇〇
○県〇市〇町〇丁目〇番〇号
同 ○〇〇〇

以上をもって議事を終了したので、議長は会議の終了を告げ、午前〇時〇分閉会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録をつくり、出席清算人の全員がこれに記名押印する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

出席清算人 ○〇〇〇 印

同 ○〇〇〇 印

同 ○〇〇〇 印

(注)

- 1 株主総会の席上で被選任者が就任を承諾し、その旨の記載及び被選任者の住所の記載が議事録にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する。」と記載してください。
- 2 就任承諾書の添付を省略する場合においても、取締役会を設置していない会社では、取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要です。取締役会設置会社では、代表取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が、また、他の取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書を添付しないときは、住民票記載事項証明書等の本人確認証明書の添付が必要です。
なお、新たに監査役を選任した場合には、当該監査役につき、市町村長が作成した印鑑証明書を添付しないときは、住民票記載事項証明書等の本人確認証明書の添付が必要です。

株主の氏名又は名称、住所及び株式数等を証する書面（株主リスト）

一例です。会社の実情に合わせて作成してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付画面として株主リストが必要になる場合について」を御覧ください。

證明書

次の対象に関する商業登記規則 61 条 2 項又は 3 項の株主は次のとおりであることを証明する。

対象	株主総会等又は 総株主の同意等の別	株主総会
	上記の年月日	令和〇年〇月〇日
	上記のうち議案	全議案

- ※1 株主総会、種類株主総会、株主全員の同意、種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。
種類株主総会等の場合は、対象となる種類株式も記載してください。
- ※2 株主総会等の年月日を記載してください。
- ※3 全議案又は対象となる議案を記載してください。総株主等の同意を要する場合は、記載不要です。
- ※4 自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。ただし、議決権を有していれば、株主総会に出席しなかった株主や議決権行使しなかった株主も記載してください。
- ※5 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載します。
記載を要する株主の数は、
① 議決権の割合の合計が、3分の2に達するまで
② 10位に達するまで
のいずれか少ない人数の株主を記載してください。
なお、同順位の株主が複数いることなどにより②の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください（例：同順位1位の方が20名いる場合は20名全員を記載します。次の方は21位ですので、当該記載で10位に達したこととなります。）。
- ※6 種類株式発行会社については、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の名称は、登記された名称を記載してください。
- ※7 株主全員の同意・種類株主全員の同意の場合には、議決権数の割合の欄の記載は不要です。
- ※8 総議決権数にも、自己株式等の議決権を有しない株式は加算しないでください。
- ※9 証明書は、登記申請人名義で作成してください（ただし、組織再編の登記の場合には、例外もあります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。）。

取締役会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

取締役会議事録

令和〇年〇月〇日午前〇時〇分当会社の本店において、取締役〇名（総取締役〇名）、監査役〇名出席のもとに、取締役会を開催し、下記議案につき可決確定のうえ、午前〇時〇分散会した。

1 代表取締役選定の件

取締役〇〇〇〇は選ばれて議長となり、今般会社継続をするにあたり、改めて当会社の代表取締役を選定したい旨を述べ、慎重協議した結果、全員一致をもって次のとおり選定した。

なお、被選定者は、その就任を承諾した。（注1）

代表取締役 ○県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ○〇〇〇

上記の決議を明確にするため、この議事録を作り、出席取締役及び監査役の全員がこれに記名押印する。

令和〇年〇月〇日

○〇商事株式会社

代表取締役 ○〇〇〇 印（注2）

取締役 ○〇〇〇 印

同 ○〇〇〇 印

監査役 ○〇〇〇 印

（注）1 取締役会の席上で被選定者が就任を承諾し、その旨の記載が議事録にある場合には、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、取締役会議事録の記載を援用する。」と記載してください。

2 出席した取締役及び監査役全員が、市町村長に登録した印鑑を押し、それらの印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付することが必要です。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和〇年〇月〇日開催の貴社株主総会において、貴社の取締役（注1）に選任されたので、その就任を承諾します。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇 印（注2、3）

〇〇商事株式会社 御中

- (注) 1 代表取締役及び監査役についても同様に作成します。
2 取締役会設置会社において代表取締役が新たに就任する場合及び取締役会を設置しない会社において取締役が新たに就任する場合には、就任承諾書に市町村に登録した印鑑を押す必要があります。
3 取締役会を設置していない会社では、取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要です。取締役会設置会社では、代表取締役につき、市町村長が作成した印鑑証明書の添付が、また、他の取締役につき、住民票記載事項証明書等の本人確認証明書の添付が必要です。なお、新たに監査役を選任した場合には、当該監査役につき、住民票記載事項証明書等の本人確認証明書の添付が必要です（市町村長が作成した印鑑証明書を添付する役員については、当該印鑑証明書の添付で足ります。）。

委任状の例

委任状

〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当会社の会社継続、取締役、代表取締役就任及び取締役会設置会社の定めの設定の登記を申請する一切の件
1 原本還付の請求及び受領の件（注1）

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇商事株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印（注2）

- (注) 1 原本還付を請求する場合に記載します。
2 代表取締役が登記所に提出する印鑑を押してください。